

昭和二十七年建設省令第二十三号

公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第四条、第十二条第二項、第二十三条及び第二十五条第一項の規定に基き、並びに同法を実施するため、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則を次のように定める。

（登録の申請）

第一条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する登録申請書は、別記様式第一号により作成するものとする。

（登録申請書の添付書類）

第二条 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、法第四条第一項に規定する登録申請者が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。）とする。

（事業計画書の記載事項）

第三条 法第四条第二項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、初年度における年間の都道府県別及び主要な発注者別保証計画とする。

（事業方法書の記載事項）

第四条 法第四条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、左に掲げるものとする。

- 一 責任準備金の算出方法に関する事項
- 二 前払金の使途の監査方法に関する事項
- 三 財産の利用方法に関する事項
- 四 法第十九条第一号から第三号までに規定する事業（以下「金融保証事業」という。）を営もうとする場合においては、同条第一号から第三号までに規定する債務の保証に関する契約（以下「金融保証契約」という。）の締結の手続に関する事項
- 五 金融保証事業を営もうとする場合においては、金融保証契約に係る貸付資金の使途の監査方法に関する事項（心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者）

第五条 法第六条第一項第六号（法第七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により前払金保証事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録変更申請書の添付書類）

第六条 法第七条第三項に規定する国土交通省令で定める書類は、保証事業会社が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。この場合において、同号中「役員」とあるのは「第七条第三項に規定する新たに就任した役員」と読み替えるものとする。）とする。

（保証約款の記載事項）

第七条 法第十二条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保証金支払の免責事由に関する事項
- 二 請負契約を変更する場合における措置に関する事項
- 三 保証契約者及び被保証者の通知義務に関する事項
- 四 保証金支払に関する紛争の調停人に関する事項
- 五 保証事業会社が保証金を支払った場合における代位に関する事項
- 六 法第十三条の二第一項の規定による支払を行おうとする場合においては、工事完成保証人の受益の意思表示、同項に規定する支払の額（以下「支払金」という。）の決定及び支払、支払金支払の免責事由、請負者及び工事完成保証人の通知義務、支払金支払に関する紛争の調停人並びに保証事業会社が支払金を支払った場合における代位に関する事項
- 七 保証契約に関する訴訟の裁判管轄に関する事項
- 八 保証契約に前払金保証事業に付随する事業についての特約を付して当該付随する事業を営もうとする場合においては、当該特約に関する事項

（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用する方法）

第八条 法第十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 発注者の使用に係る電子計算機と保証事業会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら保証事業会社の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法
 - ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた当該保証事業会社の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法
 - ハ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供する方法
 - 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 保証事業会社が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
 - 二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
 - 三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

第九条 法第十三条第四項の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

（保証金の支払に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第八条第一項各号に規定する方法のうち発注者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十一条 令第四条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 保証事業会社の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に令第四条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
 - 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、発注者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（金融保証約款の記載事項）

第十二条 法第十九条の二第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、左に掲げるものとする。

- 一 保証料の料率及び支払に関する事項
- 二 保証金の額の決定及び支払に関する事項
- 三 金融保証契約の解約に関する事項
- 四 貸付契約を変更する場合における措置に関する事項
- 五 保証事業会社が保証金を支払った場合における代位に関する事項
- 六 金融保証契約に関する訴訟の裁判管轄に関する事項

（事業報告書の様式）

第十三条 法第二十三条に規定する事業報告書の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（身分証明書の様式）

第十四条 法第二十四条第二項の規定により検査をする職員が携帯すべき証票は、別記様式第三号によるものとする。

（審査の請求の手続）

第十五条 法第二十五条第一項の規定により審査の請求をしようとする者は、その者の名称又は氏名及び住所、保証事業会社の名称又は役員の氏名並びに請求に係る事実の概要を記載した書面を国土交通大臣に提出するものとする。

附 則

この省令は、法施行の日（昭和二十七年七月三十一日）から施行する。

附 則（昭和二十九年五月一五日建設省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年六月三日建設省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年四月一二日建設省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年五月二三日建設省令第一四号）

この省令は、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第三十八号）の施行の日（同年五月二十六日）から施行する。

附 則（昭和四〇年一月一六日建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年三月二九日建設省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年三月三〇日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年四月一八日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月一日建設省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年四月一二日建設省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月一八日建設省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年九月七日建設省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二五日建設省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月二〇日建設省令第一一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る利益処分に関する書類の様式については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成四年四月一日建設省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年二月二三日建設省令第四号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一〇月二〇日建設省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月一五日建設省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日建設省令第八号）

- 1 この省令中、第一条の規定は平成十一年三月三十一日から、第二条の規定は平成十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号は、平成十一年三月三十一日以後に決算期の到来した事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号は、平成十一年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例による。ただし、平成十一年一月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る事業報告書について適用することができる。
- 4 第二条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号を適用して事業報告書を作成する最初の事業年度においては、当該事業年度よりも前の事業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税をいう。次項において同じ。）の調整額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の調整項目として処理するものとする。
- 5 第二条の規定による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号を適用して事業報告書を作成する最初の事業年度の期間中において法人税等の税率が変更された場合には、当該事業年度の期首及び期末における繰延税金資産、長期繰延税金資産、繰延税金負債及び長期繰延税金負債は、変更後の法人税等の税率により計算するものとする。

附 則（平成一二年一月二〇日建設省令第四一号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年六月八日国土交通省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月二七日国土交通省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月二六日国土交通省令第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一六日国土交通省令第一七号）

- 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の建設業法施行規則、測量法施行規則、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則、宅地建物取引業法施行規則、自動車道事業会計規則、積立式宅地建物販売業法施行規則、港湾運送事業会計規則及び東京湾横断道路事業会計規則の規定は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計の整理又は書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号）

（施行期日）

- 1 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の規定は、平成十八年五月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用する。

附 則（平成二一年四月一日国土交通省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年二月一三日国土交通省令第五号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令による改正後の公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき書類については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二七年四月二八日国土交通省令第三八号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年三月一日国土交通省令第七号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則 （令和三年八月三十一日国土交通省令第五三号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日国土交通省令第一九号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二号、第十七号の二及び第十九号並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号別表（８）は、令和三年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき工事経歴書、注記表及び損益計算書並びに比較注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号（第一条関係）

様式第一号（第一条関係）（昭51建令5・平元建令3・平6建令4・平12建令41・平15国交令65
・平18国交令60・平27国交令38・令元国交令1・令2国交令98・一部改正）

登 録 申 請 書

（用紙A4）

登 録 番 号	公共工事の前払金保証事業に関する法律第四条第一項の規定により 登録を申請します。	
第	令和 年 月 日	
号	申請者 氏 名	
	国土交通大臣 殿	
	商 号	
	資 本 金 の 額	
令 和 年 月 日	取 締 役 及 び 監 査 役 の 役 名 及 び 氏 名	

本店、支店その他の営業所の名称及び所在地		
名 称	所 在 地	電 話
本 店		
支 店		
その他の営業所		

備考 監査等委員会設置会社にあつては「取締役及び監査役」を「取締役」と、指名委員会等設置会社にあつては「監査役」を「執行役」とすること。

様式第二号（第十三条関係）

（用紙A4）

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

会社名

代表者 氏 名

平成 年度事業報告書

第 期 自令和 年 月 日
至令和 年 月 日

標記の事業年度が終了したから、公共工事の前払金保証事業に関する法律第23条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 事業の概要
- 2 保証契約等に関する事項
（前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に別表(1)及び(2)により記載すること。）
- 3 株主総会に関する事項
（株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の概要等について記載すること。）
- 4 取締役会に関する事項
（取締役会招集の年月日、決議した事項の概要等について記載すること。）
- 5 株主に関する事項
（別表(3)及び(4)により記載すること。）
- 6 経理の状況
 - (1) 比較貸借対照表
（別表(5)により記載すること。）
 - (2) 比較損益計算書
（別表(6)により記載すること。）
 - (3) 比較株主資本等変動計算書
（別表(7)により記載すること。）
 - (4) 比較注記表
（別表(8)により記載すること。）
 - (5) 附属明細表
（別表(9)から(21)までにより記載すること。）

備考

- 1 別表に記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
- 2 別表の作成に当たり該当事項がない場合においては、その旨を記載すること。
- 3 比較貸借対照表に掲げる「有価証券」の金額が資産の総額の100分の1以下である場合においては、別表(11)の作成を省略することができる。この場合においては、その旨を記載すること。

別表(1)

取扱営業所別保証契約等明細表

取扱営業所名	土 木		建 築		電 気		管		そ の 他		計	
	件数	保証金額 (請負金額)	件数	保証金額 (請負金額)	件数	保証金額 (請負金額)	件数	保証金額 (請負金額)	件数	保証金額 (請負金額)	件数	保証金額 (請負金額)
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
計												

備考

- 1 金融保証事業については、請負金額の記載を要しない。
- 2 前払金保証事業に付随する事業(契約保証予約)については、保証金額を契約保証予約金額とし、請負金額の記載を要しない。

別表(2)

被保証者別保証契約等明細表

被 保 証 者 名	件 数	請 負 金 額	保 証 金 額
	件	千円	千円
計			

備考

- 1 「被保証者名」の欄は、前払金保証事業及び前払金保証事業に付随する事業(契約保証)にあつては、各省その他の国の機関別、各独立行政法人別、その他政府が出資している法人合計、各都道府県別、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)別、日本下水道事業団、市町村合計(特別区を含み、指定都市を除く。)並びにその他合計の別に区分し、金融保証事業にあつては、銀行その他の金融機関別の別に区分して記載すること。
- 2 法第13条の2第1項の規定による支払の定めがある保証契約がある場合においては、その件数、請負金額及び保証金額を当該欄にかつこ書で記載すること。
- 3 金融保証事業にあつては、「請負金額」の欄は省略し、「件数」及び「保証金額」の欄には1の被保証者の区分に応じ法第19条第1号から第3号までに掲げる事業別の内訳と合計を記載すること。
- 4 前払金保証事業に付随する事業(契約保証予約)にあつては、記載を要しない。

別表(3)

所有者別及び所有数別株式状況

所有者別	区分	政府及び公共団体		建設業者		金融機関		その他		計
	株主数	人		人		人		人		人
	所有株式数 (イ)	株		株		株		株		株
	発行済株式総数に対する(イ)の割合	%		%		%		%		100.0%
所有数別	区分	100千株以上	50千株以上	10千株以上	5千株以上	1千株以上	500株以上	100株以上	100株未満	計
	株主数 (ロ)	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	所有株式数 (ハ)	株	株	株	株	株	株	株	株	株
	株主総数に対する(ロ)の割合	%	%	%	%	%	%	%	%	100.0%
	発行済株式総数に対する(ハ)の割合	%	%	%	%	%	%	%	%	100.0%

備考 当該事業年度末現在の株主について記載すること。

別表(4)

大株主名簿

氏名又は名称	所有株式数	氏名又は名称	所有株式数
	株		株
		計	

備考 当該事業年度末現在において、最も大口の株主から順次30位までの者について記載すること。

別表(5)

比較貸借対照表

科 目	期 日	第 期(令和 年 月 日)		第 期(令和 年 月 日)			
	種 別	金 額	構成 比	金 額	構成 比		
資 産 の 部							
I 流 動 資 産		千円	千円	%	千円	千円	%
現金及び預金		×××			×××		
受取手形		×××			×××		
未収保証料		×××			×××		
未収入金		×××			×××		
有価証券		×××			×××		
短期貸付金		×××			×××		
前払費用		×××			×××		
未収収益		×××			×××		
その他の		×××			×××		
貸倒引当金		△×××			△×××		
流動資産合計			×××			×××	
II 固 定 資 産							
1 有 形 固 定 資 産							
建物		×××			×××		
構築物		×××			×××		
車両運搬具		×××			×××		
じゅう器備品		×××			×××		
土地		×××			×××		
建設仮勘定		×××			×××		
その他の		×××			×××		
減価償却累計額		△×××			△×××		
有形固定資産合計			×××			×××	
2 無 形 固 定 資 産							

借地権	×××			×××	
のれん	×××			×××	
その他	×××			×××	
無形固定資産合計		×××			×××
3 投資その他の資産					
投資有価証券	×××			×××	
関係会社株式	×××			×××	
借室保証金	×××			×××	
長期貸付金	×××			×××	
従業員長期貸付金	×××			×××	
関係会社長期貸付金	×××			×××	
繰延税金資産	×××			×××	
その他	×××			×××	
貸倒引当金	△×××			△×××	
投資その他の資産合計		×××			×××
固定資産合計		×××			×××
Ⅲ 繰延資産					
創立費	×××			×××	
開業費	×××			×××	
開発費	×××			×××	
株式交付費	×××			×××	
社債発行費	×××			×××	
繰延資産合計		×××			×××
資産合計		×××			×××
負債の部					
Ⅰ 流動負債					
支払備金	×××			×××	
責任準備金	×××			×××	
支払手形	×××			×××	
短期借入金	×××			×××	

未払金	×××		×	×	×	
未払費用	×××			×	×	×
未払法人税等	×××			×	×	×
前受金	×××			×	×	×
預り金	×××			×	×	×
前受収益	×××			×	×	×
賞与引当金	×××			×	×	×
その他の	×××			×	×	×
流動負債合計		×	×	×		×
Ⅱ 固定負債						
社債	×××			×	×	×
長期借入金	×××			×	×	×
長期未払金	×××			×	×	×
繰延税金負債	×××			×	×	×
退職給付引当金	×××			×	×	×
負ののれん	×××			×	×	×
その他の	×××			×	×	×
固定負債合計		×	×	×		×
負債合計		×	×		×	×
純 資 産 の 部						
Ⅰ 株主資本						
1 資本金		×	×	×		×
2 新株式申込証拠金		×	×	×		×
3 資本剰余金						
資本準備金	×	×	×		×	×
その他資本剰余金	×	×	×		×	×
資本剰余金合計		×	×	×		×
4 利益剰余金						
利益準備金	×	×	×		×	×
その他利益剰余金						

・ ・ ・ ・ ・ 準備金	×××		×××	
・ ・ ・ ・ ・ 積立金	×××		×××	
繰越利益剰余金	×××		×××	
利 益 剰 余 金 合 計		×××		×××
5 自 己 株 式		△×××		△×××
6 自己株式申込証拠金		×××		×××
株 主 資 本 合 計		×××		×××
Ⅱ 評 価 ・ 換 算 差 額 等				
1 その他有価証券評価差額金		×××		×××
2 繰延ヘッジ損益		×××		×××
3 土地再評価差額金		×××		×××
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		×××		×××
Ⅲ 新 株 予 約 権		×××		×××
純 資 産 合 計		×××		×××
負 債 純 資 産 合 計		×××		×××

備考

- 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の「その他」に属する資産でその金額が資産の総数の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもつて記載すること。
- 備考1は、負債の部の記載に準用する。
- 法第16条第3号(前払金保証事業以外の事業にあつては別表(15)備考3(3))による支払備金で、流動負債の部又は固定負債の部に計上することが適当でないものは、固定負債の部の次に別の区分を設けて記載すること。この場合においては、同号(前払金保証事業以外の事業にあつては別表(15)備考3(3))によるものである旨の注記をすること。

別表(6)

比較損益計算書

科 目	期 間 種 別	第 期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日			第 期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		
		金 額		百分 比	金 額		百分 比
		千円	千円	%	千円	千円	%
I 営 業 収 益							
1 収 入 保 証 料		×××			×××		
2 支 払 備 金 戻 入		×××			×××		
3 責 任 準 備 金 戻 入		×××			×××		
4 そ の 他		×××	×××		×××	×××	
II 営 業 費 用							
1 保 証 債 務 弁 済		×××			×××		
2 支 払 備 金 繰 入		×××			×××		
3 責 任 準 備 金 繰 入		×××			×××		
4 事 業 経 費							
役 員 報 酬		×××			×××		
給 料 手 当		×××			×××		
退 職 金		×××			×××		
福 利 厚 生 費		×××			×××		
事 務 費		×××			×××		
旅 費 通 信 費		×××			×××		
地 代 家 賃		×××			×××		
協 会 費 諸 会 費		×××			×××		
租 税 公 課		×××			×××		
減 価 償 却 費		×××			×××		
そ の 他		×××			×××		
事 業 経 費 合 計		×××	×××		×××	×××	
営業利益(営業損失)			×××			×××	
III 営 業 外 収 益							
1 受 取 利 息		×××			×××		
2 有 価 証 券 利 息		×××			×××		
3 受 取 配 当 金		×××			×××		
4 有 価 証 券 売 却 益		×××			×××		

5 雑 収 入	×××	×××	×	×	×
IV 営 業 外 費 用					
1 支払利息及び割引料	×××			×	×
2 社 債 利 息	×××			×	×
3 創 立 費 償 却	×××			×	×
4 開 業 費 償 却	×××			×	×
5 開 発 費 償 却	×××			×	×
6 株 式 交 付 費 償 却	×××			×	×
7 社 債 発 行 費 償 却	×××			×	×
8 有 価 証 券 売 却 損	×××			×	×
9 雑 支 出	×××	×××		×	×
経常利益(経常損失)		×××			×
V 特 別 利 益					
1 前期損益修正益	×××			×	×
2 固定資産売却益	×××			×	×
3 そ の 他	×××	×××		×	×
VI 特 別 損 失					
1 前期損益修正損	×××			×	×
2 固定資産売却損	×××			×	×
3 災害による損失	×××			×	×
4 そ の 他	×××	×××		×	×
税引前当期純利益(当期純損失)		×××			×
法人税、住民税及び事業税	×××			×	×
法 人 税 等 調 整 額	×××	×××		×	×
当期純利益(当期純損失)		×××			×

備考

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 「百分比」の欄には、大科目について、「収入保証料」を100とした百分比を記載すること。
- 3 「営業収益」の「その他」に属する収益でその金額が「営業収益」の総額の10分の1を超えるものについては、当該収益を明示する科目をもつて記載すること。

- 4 備考2は、「事業経費」の「その他」に属する経費、「雑収入」に属する収益及び「雑支出」に属する費用並びに「特別利益」の「その他」に属する利益及び「特別損失」の「その他」に属する損失の記載に準用する。

別表(7)

比較株主資本等変動計算書

(第 期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)	株 主 資 本										評価・換算差額等				新株予 約権	純資産 合計
	資本金	新株式 申込証 拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延ヘ ッジ損 益	評価・ 換算差 額等合 計			
			資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他 利益剰 余金 ・・・ 積立金	繰越利益 剰余金						利益剰 余金合 計		
当期首残高	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	
当期変動額																
新株の発行	×××	×××	×××		×××						×××				×××	
剰余金の配当						×××		△×××	△×××		△×××				△×××	
当期純利益								×××	×××		×××				×××	
自己株式の処分 ・・・										×××	×××				×××	
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)											×××	×××	×××	×××	×××	
当期変動額合計	×××	×××	×××		×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	

(第 期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)

	株 主 資 本										評価・換算差額等				新株予 約権	純資産 合計
	資本金	新株式 申込証 拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延ヘ ッジ損 益	評価・ 換算差 額等合 計			
			資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他 利益剰 余金 ・・・ 積立金	繰越利益 剰余金						利益剰 余金合 計		
当期首残高	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	千円 ×××	
当期変動額																
新株の発行	×××	×××	×××		×××						×××				×××	
剰余金の配当						×××		△×××	△×××		△×××				△×××	

当期純利益								×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
自己株式の処分										×	×	×	×	×	×	×	×
・ ・ ・ ・ ・																	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×	×	×	×	×	×	×
当期変動額合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期末残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×

備考

- 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。
- 各合計欄の記載は省略することができる。
- 当期首残高については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する遡及適用(以下単に「遡及適用」という。)又は同項第64号に規定する誤謬^(ミステイク)の訂正(以下単に「誤謬の訂正」という。)をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、おおむね貸借対照表における表示の順序による。
- 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載すること。
 - 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続(資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加)として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。
- 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由、金額の重要性等を勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示すること。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法又はその
その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱うこと。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法、繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する
方法等がある。

別表(8)

比 較 注 記 表

	第 期	第 期
	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
注1 継続企業の前提に重要な疑義 を抱かせる事象又は状況		
2 重要な会計方針		
3 会計方法の変更		
4 表示方法の変更		
4—2 会計上の見積り		
5 会計上の見積りの変更		
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正		
7 貸借対照表関係		
8 損益計算書関係		
9 株主資本等変動計算書関係		
10 税効果会計		
11 リースにより使用する固定資 産		
12 金融商品関係		
13 賃貸等不動産関係		
14 関連当事者との取引		
15 一株当たり情報		
16 重要な後発事象		
17 連結配当規制適用の有無		
17—2 収益認識関係		
18 その他		

備考

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社		
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし	
		公 開 会 社	株式譲渡制 限会社
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事 象又は状況	○	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○
3 会計方法の変更	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○

4—2 会計上の見積り	○	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×
6 誤謬 ^{ひやう} の訂正	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×
8 損益計算書関係	○	○	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○
10 税効果会計	○	○	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×
12 金融商品関係	○	○	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×
14 関連当事者との取引	○	○	×
15 一株当たり情報	○	○	×
16 重要な後発事象	○	○	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×
17—2 収益認識関係	○	×	×
18 その他	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

- 2 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 3 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。
- 4 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載すること。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画並びに当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表への反映の有無を記載すること。

注2 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- (3) 引当金の計上基準
- (4) 収益及び費用の計上基準

- (5) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表作成のための基本となる重要な事項

なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、(4)に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、⑤ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 遡及適用をした場合(④又は⑤に該当する場合を除く。)には、次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額
 - ロ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- ④ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する当事業年度における影響額
 - ロ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
 - ハ 前事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
- ⑤ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。)
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由
- ③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に係る前事業年度における金額
- ④ 前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

注4―2 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゅう}の内容
- ② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する前事業年度における影響額
- ③ 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

注7 次に掲げる項目に区分して記載すること。

- (1) 資産に係る引当金の金額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額
- (2) 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額
- (3) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

- (4) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等(負債の部に計上したものを除く。)の種類別に総額を記載すること。

- (5) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

- (6) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債及び金銭債務

総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。

- (7) 親会社株式の各表示区分別の金額

貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注8 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9 次に掲げる項目に区分して記載すること。

- (1) 事業年度末日における会社が発行する株式の種類及び数

- (2) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

- (3) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

- (4) 事業年度中に行った剰余金の配当

① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額(当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額)の総額

配当を実施した回ごとに、配当総額、一株当たりの配当額及び配当原資について記載すること。

- (5) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当

事業年度末日後、定時株主総会により決議した剰余金の配当までを記載すること。

- (6) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載すること。

注11 ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件(当該リース契約により使用する物件をいう。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。)の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない固定資産について、定性的に記載すること。

注12 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、重要性の乏しいものは、記載を要しない。

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

注13 次に掲げる項目に区分して記載すること。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

注14 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

注15 次に掲げる項目に区分して記載すること。

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

株式会社が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、前事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載すること。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載すること。

注17―2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- ② 収益を理解するための基礎となる情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17―2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

別表(9)

銀行預金明細表

銀行名 \ 預金の種類	定期預金	通知預金	当座預金	……	計	摘 要
	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

別表(10)

金 銭 信 託 明 細 表

信託会社名 \ 金銭信託の種類	指定金銭信託	特定金銭信託	……	計	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					

別表(11)

有価証券明細表

	銘 柄	株 式 数	貸 借 対 照 表 計 上 額
株 式		株	千円
	計		
	銘 柄	券 面 総 額	貸 借 対 照 表 計 上 額
債 券		千円	千円
	計		
	種 類 及 び 銘 柄	投 資 口 数 等	貸 借 対 照 表 計 上 額
そ の 他			千円
	計		

備考

- 1 銘柄別による有価証券に関する記載は、省略することができる。ただし、この場合においては、記載を省略した株式については、事業の種類別に銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、公社債、国債、地方債等到大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては証券投資信託の受益証券、出資証券等到大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。
- 2 流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区別し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 3 公社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は、「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合においては、その旨を付記すること。
- 4 「その他」の欄には有価証券の種類に区別して記載すること。

別表(12)

信 託 有 価 証 券 明 細 表

信 託 会 社 名	銘 柄	信 託 の 種 類	債 権 額 又は株数	貸借対照 表計上額	摘 要
			千円・株	千円	
計					

備考 「銘柄」の欄は、別表(10)備考3の例により記載すること。

別表(13)

貸 付 金 明 細 表

借主の氏名又は 借用証書の番号	金 額	年 利 率	償還期限及び 償還の方法	担 保
	千円	%		
計				

備考 従業員に対する貸付金以外の貸付金を記載すること。

別表(14)

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 末残高	減価償却累計額又は償却累計額		差 引 当期末 残 高	摘要
						当 期 償却額		
有形 固定 資産								
	計							—
無形 固定 資産								
	計							—

備考

- 1 有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用及び繰延資産の「資産の種類」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
- 2 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」、及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によつて記載すること。
- 3 「差引当期末残高」の欄には、当期末残高から減価償却累計額又は減価償却額を控除した残高を記載すること。
- 4 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(かつこ書)として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。
- 5 合併、事業の譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があつた場合又は同一の種類の資産について資産の総額の100分の1を超える額の増加若しくは減少(建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替による減少を除く。)があつた場合においては、その事由を「摘要」の欄に記載すること。
- 6 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略することができる。この場合においては、その旨を注記すること。
- 7 有形固定資産の当該事業年度における増加額及び減少額がいずれも当該事業年度末における有形固定資産の総額の100分の5以下である場合には、有形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。この場合においては、その旨を注記すること。
- 8 無形固定資産の当該事業年度における増加額及び減少額がいずれも当該事業年度末における無形固定資産の総額の100分の5以下である場合には、無形固定資産に係る記載中「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。この場合においては、その旨を注記すること。

別表(15)

支 払 備 金 明 細 表

被 保 証 者 名 又 は 工 事 完 成 保 証 人 名	保 証 契 約 者 名	金 額	支 払 予 定 日 年 月 日	積 立 の 事 由	摘 要
		千円			
計					

備考

- 1 前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に作成すること。
- 2 前払金保証事業にあつては、「積立の事由」の欄には、法第16条第1号から第3号までのいずれに該当するものであるかを記載すること。
- 3 前払金保証事業以外の事業にあつては、前払金保証事業の例により積み立てられた支払備金について、その明細を記載し、「積立の事由」の欄には、次のいずれに該当するものであるかを記載すること。
 - (1) 当該事業において支払うべき保証金その他の金額のうち、決算期までにその支払が終わらないもの
 - (2) 当該事業において支払うべき義務が生じたと認められる保証金その他の金額
 - (3) 当該事業において現に保証金その他の金額について訴訟が係属しているために支払っていないもの

別表(16)

責任準備金明細表

算 出 方 法		内 訳	金 額	
未経過保証料			(イ)	千円
収支残高			(ロ)	
(1)	収入保証料			
(2)	保証債務弁済	千円		
(3)	当該保証契約者からの収入金			
(4)	(2)－(3)			
(5)	(2)以外の支払金額			
(6)	当該契約にかかる支払備金			
(7)	事業費			
(8)	(1)－(4)－(5)－(6)－(7)			
繰入額((イ)、(ロ)のいずれか多い金額)				

備考

- 1 前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に作成すること。
- 2 前払金保証事業にあつては、未経過保証料及び収支残高は、法第15条第1項第1号により算出した額及び同項第2号により算出した額を計上すること。この場合において、事業費には、別表(6)中事業経費の総額から租税公課及び減価償却費の合計額を控除した額のうち前払金保証事業に係るものを計上すること。
- 3 前払金保証事業以外の事業にあつては、前払金保証事業の例により計上された責任準備金について、その明細を記載すること。

別表(17)

保証料の払いもどし明細表

保証料払いもどしの基準	払いもどし金額	払いもどし口数	払いもどしを受けた保証契約者数
	千円	口	人

別表(18)

取締役及び監査役に支払った報酬

区 分	人 数	金 額	摘 要
常 勤 取 締 役	人	千円	
非 常 勤 取 締 役			
常 勤 監 査 役			
非 常 勤 監 査 役			
計			

備考

- 1 株主総会の決議による取締役及び監査役の報酬の額をそれぞれ注記すること。
- 2 使用人兼務取締役について、取締役としての報酬とは別に、使用人としての報酬が支払われる場合においては、当該使用人としての報酬の額を注記すること。
- 3 役員賞与額及び役員退職慰労金の支給額は、「金額」の欄の報酬の額に含めて記載せず、「摘要」の欄に記載すること。
- 4 期末現在の取締役及び監査役の人数をそれぞれ注記すること。
- 5 監査等委員会設置会社にあつては、「取締役及び監査役」を「取締役」とすることとし、「常勤監査役」及び「非常勤監査役」の欄への記載を要しない。
- 6 指名委員会等設置会社にあつては、「及び監査役」を「及び執行役」と、「常勤監査役」を「常勤執行役」と、「非常勤監査役」を「非常勤執行役」とすること。

別表(19)

担 保 権 設 定 明 細 表

担保権者	担保種類	担 保 目 的 物	担保順位	債務金額	担保権設 定年月日	債務弁済 期 限	摘 要
				千円			
計							

- 1 前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業別に作成すること。
- 2 金融保証事業にあつては、「工事名」及び「請負金額」の欄は省略し、「請負契約解除年月日」の欄は「保証金支払請求年月日」と、「既払額」の欄は「貸付金に係る利息及び損害金の額」と、「工事出来高」の欄は「貸付金を返済した額及びその他貸付金減少額」とし、「保証契約者名」の欄に金融保証事業の種類をかつこ書で記載すること。
- 3 前払金保証事業に付随する事業にあつては、「既払額」及び「工事出来高」の欄は省略すること。

支 払 金 支 払 明 細 表

様式第三号(第十四条関係)

(表)

第 号		令和 年 月 日交付
公共工事の前払金保証事業に関する法律第 二十四条第二項の規定による実地検査証		国土交通大臣 の印
氏 名	官 職	
年 月 日生		

(用紙B8)

(裏)

公共工事の前払金保証事業に関する法律抜すい、
第二十四条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必
要があると認めるときは、保証事業会社に対しその行う事業
に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をし
て当該保証事業会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳
簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により検査する場合において
は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるとき
は、これを呈示しなければならない。

3 第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの
と解釈してはならない。